

よくある御質問（FAQ）

令和8年度川崎市中小企業人手不足対策モデル支援事業

No	カテゴリ	質問	回答
1	応募資格	川崎市の企業であれば、登記のみでも問題ありませんか。	登記のみで市内における活動実態がない場合は、ご応募をお断りする場合がございます。応募対象は、 <u>川崎市内に事業所（本社、支社、工場、研究（部門）所、店舗等）を有し、市内で事業活動を行っている企業等</u> です。
2	応募資格	複数企業による共同申請はできますか。	可能です。共同参画企業又は団体の構成員に市外事業者を含むこともできますが、 <u>応募資格を満たす市内企業が代表企業になり、事業の主体を有することが必要</u> です。
3	事業類型	どの事業類型で応募すればよいかわ迷っています。	提案内容に応じて、 <u>3つの事業類型のいずれか、または複数類型にまたがって応募可能</u> です。主たる取組内容が最も近い類型を選んでください。
4	成果報告	成果報告会には、どのような成果が求められますか。	計画していた実証や必要な検証が終了していることや、開発したプロトタイプにて、実証実験が完了することが求められます。
5	経費	採択前に支出した経費は補助対象になりますか。	補助対象になりません。採択日から支援期間終了日までに支払われたモデル事業に関する経費のみが補助対象となります。
6	経費	宣伝費用は補助対象になりますか。	補助対象になりません。
7	経費	開発関係費用「税込み5万円未満のものに限る」とありますが、5万円未満であればどのような経費も対象になるのでしょうか。	本事業に係る経費が補助対象となります。本事業外での使用や販売が想定されるものは、5万円未満であっても補助対象とはなりません。補助対象か判断に迷う場合は、本事業事務局へ個別にご相談ください。
8	人件費	人件費の上限は、当初申請した金額から算出するのでしょうか。	最終の実績金額からの算出となります。 例えば、申請時に上限の40%（100万円）まで人件費を計上した場合であっても、他経費の実績が申請時より減少し、申請金額全体が減少した場合は、人件費で申請できる上限金額も減少します。
9	人件費	人件費の単価は、どのように決定すればよいのでしょうか。	経済産業省から公示されている健康保険等級を基準にした等級単価一覧表に基づき設定してください。 等級単価一覧表（令和8年度適用） https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R8kenpo.pdf 上記による設定が難しい場合は、本事業事務局へ個別にご相談ください。
10	人件費	取締役など会社役員の人件費は補助対象になりますか。	原則、補助対象になりません。ただし、会社役員に加え、モデル事業に取り組む従業員も兼ねる場合は、補助対象経費に含めることも可能です。